

<一般委託>

(「屋外清掃」「建物清掃」「有人警備」「剪定・樹木伐採」用)

青少年会館 清掃業務委託(長期継続契約)仕様書

青少年会館清掃業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	館内外の清掃等を実施することにより、施設運営管理上の環境衛生面の向上を図る。
2	履行期間	令和2年7月1日から令和5年6月30日
3	施行場所	横須賀市深田台37番地(横須賀市立青少年会館)
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	別紙のとおり
6	関係法規	建築物における衛生的環境の確保に関する法律
7	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
8	支払方法	本件は各月末締めをもって受託者の請求により精算する。ただし、各月の支払額に1円未満の端数を生じた時は、最終月に精算するものとする。
9	業務委託成績評定	対象 ・ 非対象
10	現場代理人の配置	必要 ・ 不要
11	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
12	監督員 連絡先	青少年会館 046-823-7630

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<ul style="list-style-type: none">・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。
----------------------------------	---

青少年会館清掃業務委託仕様書（長期継続契約）

1 目的

美観・衛的に庁舎等の建物を良好な状態に維持することを目的とする。

2 清掃場所

横須賀市深田台37番地 横須賀市立青少年会館

3 契約期間

令和2年7月1日から令和5年6月30日まで

4 作業時間

- ① 日常清掃は午前7時から午前10時30分（3時間30分）
（月曜日と12月29日から1月3日を除く日で実施）
- ② 定期清掃は休館日の午前8時30分から午後1時までの間で実施

5 一般事項

- ① 清掃業務の範囲
 - 1 家具、什器等（椅子等軽微なものを除く）の移動は、特記がない限り別途とする。
 - 2 次に掲げる部分の清掃は、特記がない限り省略できる。
 - ア ロッカー、家具等があり清掃不可能な部分
 - イ 電気が通電されている部分又は運転中の機器が近くにある等、清掃が極めて危険な部分
- ② 臨時及び緊急の措置
臨時及び緊急に清掃が必要となった時は、委託者（以下「甲」という。）が定めた監督員と、受託者（以下「乙」という。）が定めた作業責任者が協議を行い決定する。ただし、軽微な清掃については、監督員の指示に従うものとする。
- ③ 清掃作業報告書
清掃作業終了後は、別添日常清掃作業報告書、定期清掃作業報告書により報告するものとする。また、日常清掃においては清掃エリア終了ごとに日常清掃作業報告書を提出し、施設職員の確認を受ける。汚れの目立つ箇所については、指示に従い、作業責任者は追加の清掃を行う。
- ④ 資機材は、甲より指示された場所に、整理し保管する。
- ⑤ 鍵の使用
部屋等の「鍵」を使用する時は、甲の承認を得て使用し、作業責任者が責任をもって保管し、使用後は直ちに返却する。
- ⑥ 服装
作業従事者は、乙の被使用者であることが確認できる作業衣又は腕章等を常に着用するか、甲の指定した腕章等を着用する。
- ⑦ 秘密の保持
乙は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- ⑧ 設備等の使用
乙は、甲が業務遂行上必要と認める設備等について、甲の承認を得て使用することができる。
- ⑨ 作業時間外

乙は、甲の承認を得て時間外に作業することができる。

⑩ 定期作業

乙は、定期作業を行う時は、事前に甲の承認を得る。

6 清掃に伴う注意事項

- ① 作業にあたっては、常に火災、盗難、その他事故の発生予防に十分注意する。
- ② 作業中に建物、什器等を毀損した時は、乙はその旨を甲に速やかに報告し、指示に従い速やかに復旧する。
- ③ 作業は静粛を保ち、市民等に十分配慮し行う。
- ④ 安全を考慮し、床以外の日常清掃に関しては、床から高さ180cmまでの範囲とする。
- ⑤ 使用する資機材は、品質良好、清潔かつ最適なものを使用するものとし、又清掃場所に応じたものを使用する。

7 用語

① 日常清掃

日単位等の短い周期で日常的に行う清掃業務

② 定期清掃

月単位、年単位の長い周期で行う清掃業務

③ 床の分類

弾性床…ビニール床タイル、ビニール床シート、ゴム床タイル等

硬質床…陶磁器質タイル、石、コンクリート、モルタル等

繊維床…カーペット、じゅうたん等

8 支払い方法

- ① 各月末締めをもって乙の請求により甲は精算する。
- ② 各月の支払額に1円未満の端数を生じた時は、最終月に精算するものとする。

9 その他

- ① 本仕様に定めのない事項については、甲、乙協議して決めるものとする。
- ② 業務関係者に業務上の負傷その他事故が生じた場合、その事由のいかんに関わらず、甲はその責を負わない。
- ③ 本仕様に定めのない事項については、甲、乙協議して決めるものとする。

清 掃 内 訳

令和2年度

日常清掃（月単位）	9ヵ月（月曜日と年末年始を除く）
定期床面清掃	3回（9月・12月・3月）
定期窓ガラス清掃	2回（9月・3月）
じゅうたん清掃	床の定期清掃に準ずる
剥離清掃	1回（9月） <u>※令和2年度のみ実施</u>

令和3年度～令和4年度

日常清掃（月単位）	24ヵ月（月曜日と年末年始を除く）
定期床面清掃	8回（6月・9月・12月・3月）
定期窓ガラス清掃	4回（9月・3月）
じゅうたん清掃	床の定期清掃に準ずる

令和5年度

日常清掃（月単位）	3ヵ月（月曜日と年末年始を除く）
定期床面定期清掃	1回（6月）
定期窓ガラス清掃	0回
じゅうたん清掃	床の定期清掃に準ずる

床の日常清掃

清掃場所	区分	項目	作業内容
玄関ロビー	弾性床	除塵	自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
		部分水拭き	汚れや水滴などが付着した部分をモップで拭く。
	硬質床	除塵	自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
		部分水拭き	汚れや水滴などが付着した部分をモップで拭く。
廊下及び階段、ホワイエ	弾性床	除塵	自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
		部分水拭き	汚れや水滴などが付着した部分をモップで拭く。
	硬質床	除塵	自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
		部分水拭き	汚れや水滴などが付着した部分をモップで拭く。
便所及び洗面所	弾性床	除塵	自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
		全面水拭き	床全面をモップで丁寧に拭きあげる。
	硬質床	除塵	自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
		全面水拭き	床全面をモップで丁寧に拭きあげる。 汚れが目立つ箇所はブラシでこすり洗いをする。
給湯室	弾性床	除塵	自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
		全面水拭き	床全面をモップで丁寧に拭きあげる。

床の日常清掃

清掃場所	区分	項目	作業内容
階段	弾性床	除塵	自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
		部分水拭き	汚れや水滴などが付着した部分をモップで拭く。
会議室等	弾性床	除塵	自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
		部分水拭き	汚れや水滴などが付着した部分をモップで拭く。
	硬質床	除塵	自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
		部分水拭き	汚れや水滴などが付着した部分をモップで拭く。
	繊維床	除塵	真空掃除機で丁寧に吸塵する。

床以外の日常清掃

清掃場所	項目	作業内容
玄関ロビー	フロアマット除塵	真空掃除機で吸塵する。
	扉ガラス部分拭き	タオルで水拭きし空拭きして仕上げる。
	什器備品除塵	タオル、ダストクロス等で埃を取る。
	金属部分除塵	タオル、ダストクロス等で埃を取る。
廊下、階段、ホワイエ		
	ごみ処理	ごみを収集し、ごみ箱を拭く。
便所及び洗面所		
	ごみ処理	ごみを収集し、ごみ箱を拭く。
	扉・へだて部分拭き	汚れた部分を、水又は専用洗剤を用いて拭く。
	洗面台拭き	スポンジで専用洗剤を用いて洗浄し拭きあげる。
	鏡拭き	タオルで水拭きし空拭きして仕上げる。
	衛生陶器洗浄	専用洗剤を用いてブラシで洗浄し、タオルで拭きあげる。 同時に金属類も拭きあげる。
	衛生消耗品補充	トイレトーパーや水石鹸等を補充する。
	汚物処理	内容物を処理し、容器を洗浄する。
給湯室	流し台洗浄	中性洗剤を用いてスポンジで丁寧に洗浄する。
	厨茶処理	厨茶を処理する。 厨茶容器を中性洗剤で洗浄する。
昇降機	部分拭き（壁・扉・操作盤）	汚れた部分を、水又は中性洗剤を用いて拭く。
階段	手すり拭き	タオルで水拭きする。
会議室等	ごみ処理	ごみを収集し、ごみ箱を拭く。
	部分拭き	汚れが目立つ部分をタオルで水拭く。
	什器備品等除塵	タオル、ダストクロス等で埃を取る。
	窓ガラス部分拭き	タオルで水拭きし空拭きして仕上げる。

床の定期清掃

清掃場所	区分	項目	作業内容
玄関ロビー	弾性床	表面洗浄	<p>(1) 自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。</p> <p>(2) 適正に希釈した表面洗浄用洗剤をモップでむらのないように塗布する。</p> <p>(3) 洗浄用パッドを装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗浄する。</p> <p>(4) 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。</p> <p>(5) 床全面をモップで丁寧に拭きあげ、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。</p> <p>(6) 樹脂床維持剤を、塗り残しや塗りむらのないよう塗布し、十分に乾燥した後、塗り重ねる。</p> <p>(7) 樹脂床維持剤の塗布回数は特記による。特記のない場合は2回とする。</p>
	硬質床	洗浄	<p>(1) 自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。</p> <p>(2) 床面を十分にぬらした後、適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないよう塗布する。</p> <p>(3) 洗浄用パッド又は洗浄用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗浄する。</p> <p>(4) 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。</p>

床の定期清掃

清掃場所	区分	項目	作業内容
			(5) 床全面をモップで丁寧に拭きあげ、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。
事務室、会議室等	弾性床	表面洗浄	<p>(1) 自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。</p> <p>(2) 適性に希釈した表面洗剤用洗剤をモップでむらのないように塗布する。</p> <p>(3) 洗浄用パッドを装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗浄する。</p> <p>(4) 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。</p> <p>(5) 床全面をモップで丁寧に拭きあげ、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。</p> <p>(6) 樹脂床維持剤を、塗り残しや塗りむらのないように塗布し、十分に乾燥した後、塗り重ねる。</p> <p>(7) 樹脂床維持剤の塗布回数は特記による。特記のない場合は2回とする。</p>
	繊維床	洗浄	<p>(1) 真空掃除機等で丁寧に吸塵する。</p> <p>(2) 繊維床専用クリーナーにより、シャンプークリーニングをする。</p> <p>(3) 汚れの著しい箇所は、薬剤等を使用し、ハンドブラッシングにより処理する。</p> <p>(4) シャンプークリーニング後は、水気を迅速に吸引除去する。</p>
廊下、階段、ホワイエ	弾性床	表面洗浄	<p>(1) 自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。</p> <p>(2) 適正に希釈した表面洗浄用洗剤をモップでむらのないように塗布する。</p> <p>(3) 洗浄用パッドを装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗浄する。</p> <p>(4) 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。</p> <p>(5) 床全面をモップで丁寧に拭きあげ、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。</p> <p>(6) 樹脂床維持剤を、塗り残しや塗りむらのないように塗布し、十分に乾燥した後、塗り重ねる。</p>

床の定期清掃

清掃場所	区分	項目	作業内容
			(7)樹脂床維持剤の塗布回数は特記による。特記のない場合は2回とする。
	硬質床	洗浄	<p>(1) 自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。</p> <p>(2) 床面を十分にぬらした後、適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないように塗布する。</p> <p>(3) 洗浄用パッド又は洗浄用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗浄する。</p> <p>(4) 吸水用真空掃除機又は床用スクイージーで汚水を除去する。</p> <p>(5) 床全面をモップで丁寧に拭きあげ、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。</p>
便所及び洗面所	弾性床	表面洗浄	<p>(1) 自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。</p> <p>(2) 適正に希釈した表面洗浄用洗剤をモップでむらのないように塗布する。</p> <p>(3) 洗浄用パッドを装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗浄する。</p> <p>(4) 吸水用真空掃除機又は床用スクイージーで汚水を除去する。</p> <p>(5) 床全面をモップで丁寧に拭きあげ、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。</p> <p>(6) 樹脂床維持剤を、塗り残しや塗りむらのないように塗布し、十分に乾燥した後、塗り重ねる。</p> <p>(7)樹脂床維持剤の塗布回数は特記による。特記のない場合は2回とする。</p>
	硬質床	洗浄	<p>(1) 自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。</p> <p>(2) 床面を十分にぬらした後、適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないように塗布する。</p> <p>(3) 洗浄用パッド又は洗浄用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗浄する。</p> <p>(4) 吸水用真空掃除機又は床用スクイージーで汚水を除去する。</p>

床の定期清掃

清掃場所	区分	項目	作業内容
			<p>(5) 床全面をモップで丁寧に拭きあげ、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。</p>
給湯室	弾性床	表面洗浄	<p>(1) 自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。</p> <p>(2) 適正に希釈した表面洗浄用洗剤をモップでむらのないように塗布する。</p> <p>(3) 洗浄用パッドを装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗浄する。</p> <p>(4) 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。</p> <p>(5) 床全面をモップで丁寧に拭きあげ、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。</p> <p>(6) 樹脂床維持剤を、塗り残しや塗りむらのないように塗布し、十分に乾燥した後、塗り重ねる。</p> <p>(7) 樹脂床維持剤の塗布回数は特記による。特記のない場合は2回とする。</p>
階段	弾性床	表面洗浄	<p>(1) 自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。</p> <p>(2) 適正に希釈した表面洗浄用洗剤をモップでむらのないように塗布する。</p> <p>(3) 洗浄用パッドを装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを、洗浄する。</p> <p>(4) 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。</p> <p>(5) 床全面をモップで丁寧に拭きあげ、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。</p> <p>(6) 樹脂床維持剤を、塗り残しや塗りむらのないように塗布し、十分に乾燥した後、塗り重ねる。</p> <p>(7) 樹脂床維持剤の塗布回数は特記による。特記のない場合は2回とする。</p> <p>(8) 洗浄時には幅木、けこみ、ノンスリップの清掃を行う。</p>

床の剥離清掃

清掃場所	区分	項目	作業内容
ホール	弾性床		<p>(1) 自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。</p> <p>(2) 剥離剤が側面壁にかからないよう養生する。特に移動式観覧席については配慮する。</p> <p>(3) 適正に希釈した剥離洗剤をモップでむらのないように塗布する。</p> <p>(4) 剥離用パッドを装着した床磨き機で、洗浄する。</p> <p>(5) 吸水用真空掃除機又は床用スクイージーで汚水を除去する。</p> <p>(6) 剥離状況を点検し、不十分な箇所がある場合は、再度剥離作業を行う。</p> <p>(7) 水まき、床磨き機で洗浄する。</p> <p>(8) 吸水用真空掃除機又は床用スクイージーで汚水を除去する。</p> <p>(9) 3回以上床全面をモップで丁寧に拭きあげ、汚水や剥離剤を完全に除去した後、十分に乾燥させる。</p> <p>(10) 樹脂床維持剤を、塗り残しや塗りむらのないように塗布し、十分に乾燥した後、塗り重ねる。</p> <p>(11) 樹脂床維持剤の塗布回数は特記による。特記のない場合は2回とする。</p>

建物外部の日常清掃

清掃場所	項 目	作 業 内 容
建物外部	除塵 除草	自在箒で塵芥を集める。 建物外部の除塵作業中に、植込み等で目立つ雑草を除草する。

窓ガラス・網戸の定期清掃

清掃場所	項 目	作 業 内 容
網戸	洗浄	(1) 網戸面を十分にぬらした後、適正に希釈した中性洗剤を塗布し、ブラシで汚れを除去して、汚水をタオルで清拭する。 (2) 網戸回りのサッシをタオルで清拭する。
窓ガラス	洗浄	(1) ガラス面に適正に希釈した中性洗剤を塗布し、汚れを除去して、ガラススクイージーで汚水を切る。 (2) ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。 (3) ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。

什器備品等の除塵

玄関ホール以外での什器備品等の除塵については、監督員の指示に従う。

ごみ処理

ごみは、種類ごとに分別し収集する。運搬、処理については、監督員の指示に従い指定の場所へ搬出すること。

衛生消耗品

衛生消耗品のトイレットペーパー、水石鹸は支給とする。

清掃場所及び仕様区分表

1 床の日常清掃

階	清掃場所	区 分	項 目	面積(m ²)	摘 要
1 階	玄関ロビー	115 角磁器タイル (一部モルタル)	除塵及び部分水拭き	104.94	104.94
	事務室 事務室流し	長尺塩ビシート —	— —	— —	—
	連絡室	長尺塩ビシート	除塵及び部分水拭き	40.53	40.53
	遊戯室 遊戯室踏込み	長尺塩ビシート	除塵及び部分水拭き	46.01 3.75	49.76
	授乳室 女子更衣室	長尺塩ビシート //	除塵及び部分水拭き	3.68 4.60	8.28
	男子便所 女子便所	25 角モザイクタイル //	除塵及び全面水拭き	11.97 11.97	23.94
	階段	長尺塩ビシート	除塵及び部分水拭き	9.40	9.40
	小 計			236.85	236.85
2 階	廊下 学習室	長尺塩ビシート //	除塵及び部分水拭き	69.66 59.71	129.37
	給湯室 給湯室流し	25 角モザイクタイル —	除塵及び全面水拭き —	2.08 —	2.08 —
	和室踏込み	長尺塩ビシート	除塵及び部分水拭き	1.95	1.95
	和室廊下	檜縁甲板張	除塵及び部分水拭き	11.19	11.19
	和室	畳	真空掃除機等で丁寧に除塵	26.27	26.27
	和室床の間他	檜縁甲板張	除塵及び部分水拭き	3.35	3.35
	和室流し	—	—	—	—
	和室倉庫	モルタル	除塵	2.40	2.40
	小会議室	長尺塩ビシート	除塵及び部分水拭き	30.25	30.25
	男子便所 女子便所	長尺塩ビシート //	除塵及び全面水拭き	13.88 11.13	25.01
	機械室 倉庫 電気室	モルタル // //	— — —	— — —	—
	身障者用便所	長尺塩ビシート	除塵及び全面水拭き	5.40	5.40
	青少年活動コーナー	長尺塩ビシート	除塵及び部分水拭き	38.85	38.85
	厨房	—	—	—	—
	軽食堂 階段	長尺塩ビシート //	除塵及び部分水拭き	39.00 31.35	70.35
	小 計			344.07	344.07

階	清掃場所	区 分	項 目	面積(m ²)	摘 要	
3 階	会議室	長尺塩ビシート	除塵及び部分水拭き	82.50	82.50	
	倉庫	モルタル	—	—	—	
	美術室	長尺塩ビシート (一部モルタル)	除塵及び部分水拭き	30.25	30.25	
	音楽室踏込み	長尺塩ビシート	除塵及び部分水拭き	2.40	2.40	
	音楽室	タイルカーペット	除塵	27.85	27.85	
	男子便所 女子便所	長尺塩ビシート //	除塵及び全面水拭き	14.52 11.77	26.29	
	機械室	モルタル	除塵	30.25	30.25	
	廊下 ホワイエ ホールフロア	長尺塩ビシート // //	除塵及び部分水拭き	38.00 36.75 279.96	354.71	
	ステージ	木	除塵及び部分水拭き	71.52	71.52	
	ホール廊下	長尺塩ビシート	除塵及び部分水拭き	42.72	42.72	
	女子更衣室	畳 檜縁甲板張	真空掃除機等で丁寧に除塵 除塵及び部分水拭き	12.00 1.80	13.80	
	女子更衣室	モルタル	除塵	1.62	1.62	
	女子更衣室踏込み 倉庫1 男子更衣室 倉庫2	長尺塩ビシート // 長尺塩ビシート モザイクタイル 長尺塩ビシート	除塵及び部分水拭き	2.88 — 11.84 2.38 —	17.1	
	小 計			670.76	670.76	
	中3 階	照明室	長尺塩ビシート	除塵及び部分水拭き	24.57	
		音響調整室	//		10.59	35.16
	小 計		35.16	35.16		
全 館	合 計			1,286.84	1,286.84	

2 床以外の日常清掃

階	清掃場所	項 目	面積 (m ²)	合計面積 (m ²)
1 階	玄関ロビー	ドア・ガラス部分拭き、ドア金属部分の磨き上げ、ドア・窓・幅木の拭き上げ、什器備品除塵、案内板・掲示版等の除塵及び拭き上げ、ごみ処理	104.94	104.94
	事務室 連絡室	ドア金属部分の磨き上げ、ドア・窓・幅木の拭き上げ、ごみ処理	40.53 40.53	81.06
	遊戯室踏込み 遊戯室	ドア金属部分の磨き上げ、遊具の除塵、流し台の洗浄・拭き上げ、ドア・窓・幅木の拭き上げ、ごみ処理、什器備品除塵	3.75 46.01	49.76

	授乳室	ドア金属部分の磨き上げ、ごみ処理、什器備品除塵	3.68	8.28
	女子更衣室		4.60	
	男子便所 女子便所	ドア・ガラスの部分拭き、ドア・窓・幅木の拭き上げ、便器・手洗い器の洗浄拭き上げ、鏡拭き、衛生消耗品補充、汚物処理及び容器の洗浄消毒、ごみ処理	11.97 11.97	23.94
	階段	手摺の拭き上げ、窓・幅木の拭き上げ、ごみ処理	9.40	9.40
2 階	給湯室 給湯室流し	湯沸器の拭き上げ、流し台の洗浄・拭き上げ、茶がら等の処理、ごみ処理	2.08	2.08
	学習室 小会議室 青少年活動コーナー	ドア・ガラスの部分拭き、ドア金属部分の磨き上げ、ドア・窓・幅木の拭き上げ、什器備品除塵、ごみ処理	59.71 30.25 38.85	128.81
	和室踏込み 和室廊下 和室 和室床の間他 和室流し 和室倉庫	引き戸・窓・幅木の拭き上げ、流し台の洗浄・拭き上げ、茶がら・吸殻等の処理、ごみ処理 —	1.95 11.19 26.27 3.35 1.08 —	43.84
	男子便所 女子便所 身障者用便所	ドアの乾布拭き、ドア・窓・幅木の拭き上げ、便器・手洗い器の洗浄拭き上げ、鏡拭き、衛生消耗品補充、汚物処理及び容器の洗浄消毒、ごみ処理	13.88 11.13 5.40	30.41
	機械室 倉庫 電気室 厨房	— — — —	— — — —	—
	軽食堂 廊下	案内板・掲示板等の除塵及び拭き上げ、什器備品除塵、ガラスの部分拭き、ドア・窓・幅木の拭き上げ、ごみ処	38.19 69.66	107.85
	階段	手摺の拭き上げ、窓・幅木の拭き上げ、ごみ処理	31.35	31.35
	会議室 美術室 音楽室踏込み 音楽室	ドア金属部分の磨き上げ、ドア・窓・幅木の拭き上げ、什器備品除塵、ガラスの部分拭き、流し台の洗浄拭き上げ（美術室）、楽器類等の除塵（音楽室）、ピアノカバー除塵（会議室）、ごみ処理	82.50 30.25 2.40 27.85	143.00
	倉庫 機械室	— —	— —	—
	男子便所 女子便所	ドアの乾布拭き、ドア・窓・幅木の拭き上げ、便器・手洗い器の洗浄拭き上げ、鏡拭き、衛生消耗品補充、汚物処理及び容器の洗浄消毒、ごみ処理	14.52 11.77	26.29
3 階	廊下 ホワイエ	案内板・掲示板等の塵払い及び拭き上げ、什器備品除塵及び拭き上げ、ごみ処理	38.00 36.75	74.75
	ホールフロア ステージ ホール廊下 女子更衣室 女子更衣室踏込み 男子更衣室	ドア・ガラスの部分拭き、ドア・窓・幅木の拭き上げ、ドア金属部分の磨き上げ、什器備品除塵、流し台の洗浄拭き上げ・鏡拭き（男女控室）、ごみ処理	279.96 — 42.72 12.00 2.88 11.84	349.4

	倉庫1	—	—	—
	倉庫2	—	—	—
中3階	照明室 音響調整室	ドア・ガラスの部分拭き、ドア・窓・幅木の拭き上げ、 ドア金属部分の磨き上げ、什器備品除塵、ごみ処理	— —	—

3 床の定期清掃

階	清掃場所	区 分	項 目	面積 (㎡)	摘 要
1階	玄関ロビー	115 角磁器タイル (一部モルタル)	中性洗剤洗い上げ(仕上げ真水ぬぐい)	104.94	104.94
	事務室 連絡室	長尺塩ビシート //	中性洗剤洗い後樹脂ワックス 仕上げ	40.53 40.53	81.06
	遊戯室 遊戯室踏込み	長尺塩ビシート //	カーペットの真空掃除機掛け 及び洗浄	46.01 3.75	49.76
	授乳室 女子更衣室	長尺塩ビシート //	中性洗剤洗い後樹脂ワックス 仕上げ	3.68 4.60	17.68
	階段	//		9.40	
	男子便所 女子便所	25 角モザイクタイル //	中性洗剤洗い上げ(仕上げ真水ぬぐい)	11.97 11.97	23.94
	小 計			277.38	277.38
2階	廊下 学習室	長尺塩ビシート //	中性洗剤洗い後樹脂ワックス 仕上げ	69.66 59.71	161.57
	小会議室	//		30.25	
	和室踏込み	//		1.95	
	和室	畳	真空掃除機掛け及び真水洗い 上げ	26.27	
	和室廊下 和室床の間他	檜縁甲板張 //	洗剤による拭き上げ	11.19 3.35	14.54
	給湯室	25 角モザイクタイル	中性洗剤洗い上げ(仕上げ真水ぬぐい)	2.08	2.08
	男子便所 女子便所	25 角モザイクタイル //	中性洗剤洗い上げ(仕上げ真水ぬぐい)	13.88 11.13	25.01
	身障者用便所 青少年種コーナー 軽食堂	長尺塩ビシート // //	中性洗剤洗い後樹脂ワックス 仕上げ	5.40 38.85 38.19	128.91
	廊下	//		15.12	
	階段	//		31.35	
小 計				358.38	
	会議室 美術室	長尺塩ビシート 長尺塩ビシート (一部モルタル)	中性洗剤洗い後樹脂ワックス 仕上げ	82.50 30.25	115.15
	音楽室踏込み	長尺塩ビシート		2.40	
	音楽室	タイルカーペット	カーペットの真空掃除機掛け 及び洗浄	27.85	27.85
	男子便所	長尺塩ビシート	中性洗剤洗い後樹脂ワックス	14.52	

3階	女子便所	//	仕上げ	11.77	
	廊下	//		38.00	
	ホワイエ	//		36.75	
	ホールフロア	//		276.96	
	ホール廊下	//		42.72	423.72
	ステージ	木	—	—	—
	女子更衣室	畳	真空掃除機掛け及び真水洗 上げ	12.00	12.00
	女子更衣室	檜縁甲板張	洗剤による拭き上げ	1.80	1.80
	女子更衣室	長尺塩ビシート	中性洗剤洗い後樹脂ワックス 仕上げ	1.62	
	女子更衣室踏み	//		2.88	
倉庫1	//		12.06		
倉庫2	//		21.24		
男子更衣室	//		11.84	49.64	
男子更衣室	モザイクタイル	中性洗剤洗い上げ(仕上げ真水 ぬぐい)	2.38	2.38	
小計			632.54	632.54	
中3階	照明室	長尺塩ビシート	中性洗剤洗い後樹脂ワックス 仕上げ	—	—
	音響調整室	//		—	—
	小計			—	—

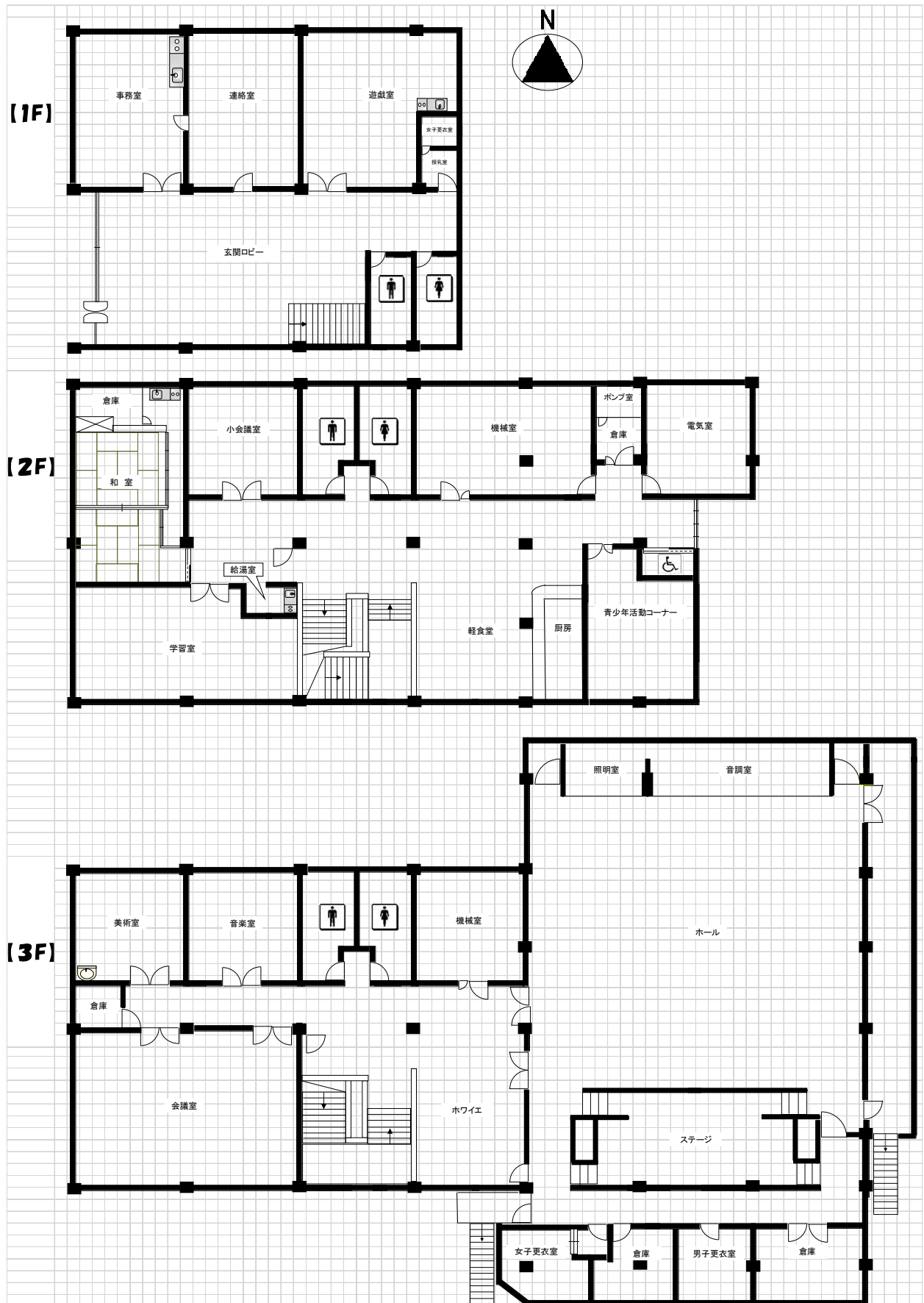
4 建物外部の日常清掃

清掃場所	項目	面積 (㎡)
建物外部	除塵、拾い掃き、除草	1,494.75 (敷地面積 2,355.08) (建築面積 860.33)

5 窓ガラス定期清掃

清掃場所	項目	面積 (㎡)
北面	洗浄(網戸44枚を含む)	56.05
東面		35.73
南面		92.44
西面		74.40
合計		258.62

建物平面図



日常清掃作業報告書(青少年会館)

監督員	施設職員

作業責任者
印

令和 年 月 日

清掃エリア	清掃箇所	実施状況	確認
1階	玄関ロビー		
	事務室		
	連絡室		
	遊戯室		
	授乳室・女子更衣室		
	男子便所・洗面所		
	女子便所・洗面所		
	階段(1階～2階)		
2階	廊下		
	和室		
	学習室		
	給湯室		
	小会議室		
	軽食堂		
	青少年活動コーナー		
	男子便所・洗面所		
	女子便所・洗面所		
	身体障害者用便所		
	階段(2階～3階)		
3階	廊下		
	ホワイエ		
	美術室		
	音楽室		
	ホール		
	ステージ		
	女子更衣室		
	男子更衣室		
	ステージ裏通路		
	中3階(照明室・音響室)		
	男子便所・洗面所		
	女子便所・洗面所		
屋外	建物外周清掃		
	建物外階段と通路		

*実施状況欄は、作業責任者が○(実施)、△(一部実施)、×(未実施)を記入すること。

*確認欄は、施設職員(指導員)が清掃状態を確認し、○(問題なし)、×(追加清掃指示)を記入すること。

定期清掃作業報告書(青少年会館)

監督員	施設職員

作業責任者
印

令和 年 月 日

清掃エリア	清掃箇所	実施状況	備考欄
1階	玄関ロビー		
	事務室		
	連絡室		
	遊戯室踏込・遊戯室		
	授乳室・女子更衣室		
	男子便所・洗面所		
	女子便所・洗面所		
	階段(1階～2階)		
2階	廊下		
	和室		
	学習室		
	給湯室		
	小会議室		
	軽食堂		
	青少年活動コーナー		
	男子便所・洗面所		
	女子便所・洗面所		
	身体障害者用便所		
	階段(2階～3階)		
3階	廊下		
	ホワイエ		
	美術室		
	音楽室		
	ホール		
	女子更衣室		
	男子更衣室		
	ステージ裏通路		
	中3階(照明室・音響室)		
	男子便所・洗面所		
	女子便所・洗面所		
窓ガラス	窓ガラス		

*実施状況欄は、作業責任者が○(実施)、△(一部実施)、×(未実施)を記入すること。

*備考欄は、特記事項があれば記入すること。

委託代金額内訳書

1 初年度委託代金額 (税抜)

年 度	委託代金額	対象となる履行期間
令和2年度	円	令和2年 7月 1日から 令和3年 3月31日まで

2 初年度業務別内訳書 (税抜)

業務内容	単位	予定数量	単 価	金 額
日常清掃	月	9		
定期床面清掃	回	3		
定期窓ガラス清掃	回	2		
剥離清掃	回	1		
合計金額				

3 次年度以降予定委託代金額 (税抜)

年 度	予定委託代金額	対象となる履行期間
令和 3年度	円	令和3年 4月 1日から 令和4年 3月31日まで
令和 4年度	円	令和4年 4月 1日から 令和5年 3月31日まで
令和 5年度	円	令和5年 4月 1日から 令和5年 6月30日まで
令和 年度	円	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
令和 年度	円	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
令和 年度	円	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

長期継続契約（委託）に係る共通仕様書

（契約期間）

- 1 契約期間は、仕様書に記載した期間とする。

（委託代金額）

- 2 委託代金額は、初年度は確定金額、次年度以降は予定金額とする。
なお、年度とは4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。
- 3 仕様書は1年間の内容となっているので、委託代金額は各年度の履行期間に含まれる業務内容から積算した金額とすること。
- 4 契約書の委託代金額欄は、「別紙内訳表のとおり」とし、委託代金額内訳書を添付すること。
委託代金額内訳書のうち、「1 初年度委託代金額」欄および「2 業務別内訳書」の「単価」、「金額」欄については受託者が記載すること。「3 次年度以降予定委託代金額」欄は委託者が記載する。
- 5 支払い方法が毎月払い等で、各月の支払額に1円未満の端数が生じる場合は、最終月に精算するものとする。

（次年度以降の手続き）

- 6 次年度以降は、各年度当初をもって予定委託代金額に消費税額を加算した額を確定金額とし、その消費税等は確定金額となる日の法律を適用する。
- 7 支払い方法が毎月払い等で、各月の支払額に1円未満の端数が生じる場合は、最終月に精算するものとする。

（契約の解除）

- 8 当該長期継続契約については、通常の解除以外に次のいずれかに該当する場合、委託者及び受託者は契約を解除できる。この場合は、当該解除に伴う損害の賠償を請求することができない。
 - （1）当該契約に係る予算の額に減額又は削除があったとき。（この場合は、速やかに受託者に対して書面によりその旨を通知する。ただし、契約内容又は数量等の変更により、減額後における予算の範囲で契約を継続できるときは、契約変更等により対応する）
 - （2）当該契約を解除しようとする日が、履行期間の2分の1を超える場合で、その4箇月前までに書面で解約を申し出たとき。
 - （3）契約の内容に新たな事項を追加する必要があるとき。（ただし、同一の相手方と再度契約を締結する場合に限る）
- 9 前項の規定に従って契約を解除する場合であっても、互いがその濫用を避け、誠実に取扱うこと。

（その他）

- 10 この契約書に記載のない事項は、契約規則等の手続きに従って処理する。